

伊賀市 e モニター制度実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、市の広聴機能を高めるため、あらかじめ登録した市民を対象に市がインターネットを利用したアンケートなどを行う制度（以下「e モニター制度」という。）の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

**第2条** e モニター制度に登録する者（以下「e モニター」という。）は、市が実施するインターネットを活用したアンケートに回答するほか、市が必要と認める活動を行うものとする。

(登録等)

**第3条** 市長は、次の要件のいずれもを満たす者の中から e モニターの候補者を無作為に選出し、e モニター制度への登録を依頼する。

(1) 伊賀市の住民基本台帳に登録されていること。

(2) 登録を依頼しようとする期間の初日において満18歳以上であること。

2 前項の規定により登録を依頼された者のうち、インターネットが利用でき、当該者が専用できる電子メールアドレスを取得しているものであって、e モニター制度に登録しようとするものは、市が指定する方法により、市が指定する期日までに、別に定める項目について登録するものとする。

3 e モニターは、前項の規定により登録した内容を変更しようとするときは、市が指定する方法により変更の登録をしなければならない。

(登録期間)

**第4条** e モニターの登録期間は、3年間とする。ただし、追加募集に係る e モニターの登録期間は、その都度定める。

2 前項の規定により定めた登録期間が満了するまでに市が e モニター制度を廃止したときは、e モニターの登録期間は、満了したものとみなす。

(登録解除の届出)

**第5条** e モニターは、前条第1項の規定により定めた登録期間が満了するまでに e モニター制度への登録を解除しようとするときは、市が指定する方法により速やかに登録解除の届出をしなければならない。

(禁止行為)

**第6条** eモニターは、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 市、他のeモニター又は第三者の著作権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (2) 他のeモニター又は第三者を誹謗(ひぼう)し、若しくは中傷する行為又はそのおそれのある行為
- (3) 他のeモニター又は第三者に不利益を与える行為又はそのおそれのある行為
- (4) eモニター制度の運営を妨害する行為又はそのおそれのある行為
- (5) 虚偽の内容での登録又は同一の者による複数の登録
- (6) eモニター制度に係るウェブページの本来の目的以外の目的での利用
- (7) 虚偽の内容による回答
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市が不相当と認める行為  
(登録の取消し)

**第7条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、eモニターの登録を取り消すものとする。

- (1) eモニターが第3条第1項第1号の要件を満たさなくなったとき。
- (2) eモニターから第5条に規定する登録解除の届出があったとき。
- (3) eモニターが前条に規定する禁止行為を行ったとき。
- (4) eモニターが伊賀市暴力団排除条例(平成23年伊賀市条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員であることが判明したとき。
- (5) 他人へのなりすましその他の不正の行為による登録であることが判明したとき。
- (6) 登録された電子メールアドレスに電子メールが到達しなくなったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市が不相当と認めたとき。

2 前項の規定によりeモニターの登録を取り消す場合において、市長は、当該取消しに係る通知は行わない。

(身分及び責任)

**第8条** eモニターへの登録は、特別な身分又は権利を付与するものではない。

2 eモニターは、eモニター制度に関し自主的に行う行動により生じた事象について、その責任の一切を負うものとし、市に対しその責任を問うことはできない。

(免責事項)

**第9条** eモニターが第3条第2項又は第3項の規定により登録した電子メールアドレスと異なる電子メールアドレスでメールの送受信を行ったことにより、当該eモニターに不利益又は損害が発生した場合においても、市は、その責任の一切を負わない。

2 市から e モニターに対して発信された電子メール又は e モニターから市に対して発信された電子メールの不到達により、e モニターに不利益又は損害が発生しても、その原因及び理由を問わず、市は、その責任の一切を負わない。

(費用の負担)

**第10条** e モニターが使用する機器、インターネットの閲覧、電子メールの送受信又はインターネット環境の維持に要する費用は、全て e モニターの負担とする。

(返礼品)

**第11条** 市は、e モニターに、各年度の4月1日から3月31日までの間に回答したアンケートの回数に応じ、抽選により返礼品を提供することができる。

2 返礼品の内容は、予算の範囲内において別途定める。

(著作権)

**第12条** e モニター制度により行われたアンケートに対する回答内容の著作権は、全て市に無償で譲渡されるものとする。

2 市は、回答内容を自由に選択し、必要に応じて表現等を修正し、及び編集することができる。

3 市は、e モニターの回答内容を利用し、又は e モニターの承諾なしに開示することができる。

(個人情報の保護)

**第13条** 市は、e モニターの登録された情報及び e モニターが行った回答に係る情報を、伊賀市個人情報保護条例（平成16年伊賀市条例第16号）に基づき適切に取り扱い、保護するものとし、市政への反映及び企画立案等に活用するための集計、分析等の目的以外の目的でこれを利用してはならない。

(e モニター制度の変更等)

**第14条** 市は、事前の告知又は e モニターの承諾の有無にかかわらず、e モニター制度を変更し、一時停止し、又は中止することができる。

(行政情報の発信)

**第15条** 市は、e モニターが登録する電子メールアドレス宛に行政情報を発信することができる。

(補則)

**第16条** この要綱に定めるもののほか、e モニター制度に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年12月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条第1項本文の規定にかかわらず、この告示の施行の日後最初に登録するeモニターの登録期間は、令和6年3月31日までとする。
- 3 令和4年度における第11条第1項の規定の適用に当たっては、同項中「各年度の4月1日から3月31日まで」とあるのは、「令和4年2月1日から令和5年3月31日まで」と読み替える。